

## 防災集団移転促進事業について

### 移転事業に係る 土地買取り価格の提示について

防災集団移転促進事業に係る移転敷地の買取価格（不動産鑑定価格）の公表につきましては、10月末に、全地区一斉に個別通知いたしました。

なお、お電話によるお問合せは、個人情報保護に関する法律の観点からお断りしています。

### 買取り面積の 確定方法について

大槌町の被災市街地内の土地は、国土調査（地積調査）が未実施な箇所が多いため、登記簿地積と実測面積が不一致な土地が多くあり、面積の実測確定に当たっては、関係者同士の境界立会いが必要となりますが、この作業には被災関係者へのご負担や膨大な事務量となることから、作業の長期化が懸念されます。

このようなことから町では、被災者の皆さまの早期住宅再建を進めることを第一に、立会いを省略して、次のとおり買取り面積を確定する方法で行います。

### 買取り面積の確定方針

① 国土調査や区画整理事業実施済み地区、また地積錯誤更正や分筆測量など、これまでに実測された経緯がある土地については、登記簿地積を買収面積とします。

## 土地区画整理事業について

### 土地区画整理事業区域内の 土地の買取りについて

町では、事業区域内において、土地の買取り申請を受け付けています。買い取った土地につきましては、事業の効率化や災害公営住宅用地、または防集移転団地を整備する用地とします。

詳細は、左記都市整備課までお問い合わせください。

### 住宅再建意向調査にご協力ください

大槌町では、今年6月11日の赤浜地区を筆

② 上記①以外においては、道路や宅地境界等一定の区域を設定し、測量増地積を登記簿地積に按分（按分区を設定し面積を按分）した地積を買収面積とします。

③ 上記①から②までによる土地地積の扱いに異議がある場合には、土地所有者本人が測量を行い登記簿地積更正後の地積を買収面積とします。

④ 被災区域外（移転先）については、現地を立会い測量して面積を確定した後の地積を買収面積とします。

### 小枕・仲松地域の整備について

町では、小枕・仲松地域の高台でも、住宅団地を整備すること致しました。当地域へ移転を希望される方は、都市整備課までご連絡ください。

※各地域ごとのまちづくり懇談会で詳しくご説明します。なお、不明な点は都市整備課までお問い合わせください。

頭に、町内6地区で「住宅再建意向調査」を実施してまいりました。これは、復興事業（土地区画整理事業、防災集団移転促進事業）の計画とりまとめに必要で大切な調査です。しかし、10月末時点での確認状況が約5割となっており、まだまだ不十分な状況です。都市整備課では、被災された全ての方々を対象に調査を行いたいと考えていますので、まだお済みでない方はご理解とご協力をお願いします（アパート等の賃貸住宅にお住まいだった方も対象です）。

## 【重要事項の説明です。必ずお読みください】

### 【第1次発送】今回発送分について

今回、『震災復興事業に係る土地面積および土地の単価について（お知らせ）』を発送した対象の土地は移転促進区域内で、り災証明書が発行された住宅等が建っていた土地等を対象に、第1次発送としてお送りしています。

### 【第2次以降発送】今後の発送予定分について

移転促進区域内の自宅近傍にある農地や、専用店舗・工場、倉庫等の住宅以外の土地の買い取りに関しては、1件ごとの復興庁の審査により買い取りが判断されることから、第1次発送ではお送りしていません。

また、町外の所有者で連絡先を現在調査中の土地についても、今回お知らせをお送りしていません。

今回、『お知らせ』をお送りできなかった土地については復興庁の審査や連絡先等の調査が完了次第、第2次発送以降で順次お知らせしますのでお待ち下さい。

大槌町 地域整備部 都市整備課

TEL 0193-42-8723

### 【担当地区】

都市計画班：吉里吉里、浪板  
市街地再生班：赤浜、安渡、小枕、仲松  
区画整理班：町方、沢山

## 町民課からのお知らせ

### 各種受給者証の交付申請について

#### 各種受給者証の 交付申請はお済みですか？

広報7月号及び9月号でお知らせしていました県単医療費受給者証（乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証）およびすこやか子育て医療費受給者証の交付申請の手続きがまだの方は、右記のとおり受け付けていますので、申請をしてください。

なお、申請が遅れると医療費給付ができなくなる場合がありますので忘れずに申請しましょう。

町民課 国保年金班 TEL 42-8713

■受付窓口 大槌町役場仮庁舎1階 町民課 国保年金班

■受付時間 8:30～17:15

■申請に必要なもの

- ① 記入済みの申請書  
(申請書を紛失した人は、窓口で再発行します。)
- ② 現在使用している対象者の保険証
- ③ 医療費振込用の通帳
- ④ ハンコ（認印可）

※平成24年1月2日以降に当町に転入した人は、前住所地の「平成24年度所得課税扶養証明書」が必要になる場合があります。

## 税務会計課からのお知らせ

### 納付および納税相談の夜間窓口開設について

#### 11月30日(金)は 固定資産税2期 国民健康保険税2期 の納期限です

税務会計課では、日中の時間帯に納付または納税相談等が困難な方に対し、下記の日時に**夜間窓口を開設**しますので、ご利用ください。

- 期間 11月28日(水)～11月30日(金)までの3日間
- 時間 17:15～19:00まで
- 場所 大槌町役場仮庁舎1階 総務部税務会計課

税務会計課 収納班 TEL 42-8711